

第三者評価結果シート（児童養護施設）

種別	児童養護施設
----	--------

①第三者評価機関名

一般社団法人京都ボランティア協会

②施設名等

名称：	児童養護施設 平安養育院
施設長氏名：	水野正美
定員：	60名
所在地(都道府県)：	京都府
所在地(市町村以下)：	京都市東山区新橋通大和大路東入三丁目林下町400-3
T E L：	075-561-0680
U R L：	heianyokuin.hp.gogo.jp

③理念・基本方針

法人理念：「和順」和を尊び、順じ合う気持ちを養いひとり一人の可能性を伸ばす。
基本理念：①人権の尊重②心のよりどころとしての施設③発達段階に応じた取り組み④家庭復帰、社会自立へのチャレンジ
基本方針：①児童福祉法ならびに子どもの権利条約の理念に基づき、入所児童の人権を尊重し、最善の利益を追求するための実践を行う。特に、「保護者・子ども」の意見表明権を保障した取り組みを行う。②正しい人間関係に基づいた情緒安定と地域社会との交流による社会性の形成を試みる。③幼児期、小学校期、中学校期（思春期）、高校期（青年期）という発達段階における課題を、子ども達が達成できるよう、適切なかかわりを心掛ける。④家族が社会復帰する為の方策を共に考え、同時にその問題解決のため他機関との連携を密にしておく。また子育ての面での保護者との協議を実践する。

④施設の特徴的な取組

平安養育院養育システムを作成し、子どもの権利を守るためのサービス基準の整備と権利ノートを作成し子どもや保護者に渡しています。平安養育院では懲戒規定を設け、子どもや職員を守り温かく厳しい適切な指導をおこなう環境整備をおこなっています。また、独自の第三者委員会を設けて定期調査と苦情解決システムの機能が果たせるようにしています。
--

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間（ア）契約日（開始日）	2017/5/11
評価実施期間（イ）評価結果確定日	平成29年7月25日～平成30年3月8日
受審回数	1回
前回の受審時期	平成26年度

⑥総評

平安養育院は1905年4月に京都で3番目の養護施設として日露戦争孤児・被災母子救護を目的に創設されました。1952年には社会福祉法人平安養育院となり、現在では知恩院の境内に、児童養護施設・児童発達支援センター・自立援助ホームの事業を展開しています。建物の関係で幼児から小学1年生は小グループの養育をしていますが、小学2年生から高校生は大舎制で養育をしています。児童が定数を割っている今は、個室や大きな部屋をカーテンで仕切ったり、ベッドの上は寝る下の空間に机を置き勉強するスペースとし、一人ひとりの居場所づくりの工夫をしています。

〔評価できる点〕

・会議を「日常業務打ち合わせ」「グループ会議」「全体会議」「代表者会議」「安全運営委員会」「学齢別会議」とし、定期的開催し意見の吸い上げや協議・検討をしています。年2回の総括でPDCAサイクルによる養育・支援の質の向上に関する取り組みを実施しています。

・独自の第三者委員会（弁護士・臨床心理士・研究者）を設置し専門性を活かした支援があります。苦情や意向を入れる「目安箱」は第三者委員会が管理し毎月開け、内容によっては施設長や子どもとの面接、児童相談所と連携を取ることもあります。毎月子ども向けに「第三者通信」で解決策を公表しています。また、支援困難な事例はケース研修会（年10回）で助言を行っています。3年毎に子どもや職員の意見を分析・検討して課題の明確化を図り冊子を発行しています。事業所運営の組織化と透明性が図られています。

・関係機関との連携は児童相談所2ヶ所・行政機関・個々の子どもの医療機関・東山区社会福祉協議会・幼稚園・小学校・中学校・個々の高等学校・祇園交番・消防署等と定例会議や連絡会を持っています。また、東山区・山科区の要保護児童対策協議会が定期的開催され退所した子どもやショートステイを利用している子ども達の情報等、ネットワーク化が図られています。

・「安全運営委員会」は施設長、防火管理者、各グループの代表で構成し、それぞれ持ち場の安全対策プランナーとなり「安全運営ノート」を作成し「防火・防災・防犯」のマニュアルや責任や役割、業務手順などを決められています。備蓄や子どもや職員の安否確認、異常時の連絡等のシステムも作成しています。また「安全環境箱」を設置し投書された意見の集約と対応は「安全運営新聞」で毎月啓発し、子どもたちに親しみやすく人気があります。

・食事を楽しみにしている子どもも多く、郷土料理や季節の料理、伝統行事食にふれる機会を大切にしています。幼児から1年生はグループの居住スペースで食べていますが、2年生から高校生までは食堂ホールでの食事スタイルで、子ども達が落ち着いて食べられるようにしています。月1回の夕食会で食事作りに携わったり、外食も誕生日や行事の時に取り入れるなど、豊かな食生活経験が出来るようにしています。

〔改善点〕

・子どもの支援の方法は目の前の子どもに合わせて丁寧におこなわれ、標準的な業務マニュアルとして「サービス基準」を作成し「各グループの年間計画」をもとに個々の子どもの「自立支援計画」を作成しています。3歳～18歳の子ども達の成長過程（発達のプロセス）を職員間で共通認識できる資料が必要ではないでしょうか。

・親子関係の再構築について、グループの担当者が中心に児童相談所や関係機関と密接に協議し連携を図っていますが、施設内に親子生活訓練室の設置がされていません。中・長期計画の実現に期待が寄せられますが、現在の空室の使い方を工夫したり、家庭支援専門相談員の活用で、親子関係の再構築に結び付けられる取り組みを考えられては如何でしょうか。

・専門的職員を配置され、専門職としての活用は今後の課題とされていますが、組織の中で専門職を活かした体制づくりが望まれます。

⑦第三者評価結果に対する施設のコメント

現代の児童養護施設に求められている小規模・家庭的ケアの充実、本体施設の高機能化と専門機能の強化などについて、当施設はようやく取り組みを開始しようとしている状態でまだまだ追いついていないのが現状です。今回の第三者評価で比較的良好な評価を得た項目は、当施設が将来的に課題を克服するための「小さな芽」を持っている分野・内容だと考えます。また、厳しい評価を得た項目は「小さな芽」すら見られない分野ではないかと思われれます。今回の第三者評価を謙虚に、真摯に、前向きに受けとめ、近い将来に建物などのハード面の整備が完了するときには、子ども達の最善につながる、小規模ケアや家庭的ケアの充実、本体施設の高機能化と専門機能の強化という、処遇等ソフト面の確立と実践があたりまえのように行われているという、力強い根と幹に支えられて、きめ細やかな枝葉が繁る、安定した大木のような施設となっているよう努力を積み重ねてまいります。

第三者評価結果（児童養護施設）

共通評価基準（45項目） I 養育・支援の基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		第三者 評価結果
①	1 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
【コメント】		
理念・基本方針は明文化し、要覧・ホームページ・養護運営ノートに記載され職員の行動規範となる具体的な内容である。養護運営ノートは年度初めに、施設長と統括主任が代表者会議・グループ会議で職員の意見を吸い上げて作成し全体会議で読みあわせ施設長が説明している（全体会議録で確認）。養護運営ノートは運営の指針になっているので折に触れて振り返っている。保護者・子どもには入所時に口頭で説明しているが、分かりやすく説明した資料は作成されていなかった。		

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		第三者 評価結果
①	2 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
【コメント】		
施設長は全国児童養護施設長研究協議会や近畿児童養護施設長研究協議会、京都市児童養護施設長会議に出席して全国的な社会福祉の動向や京都市の政策や変動を把握し、東山地域の要保護児童対策協議会に参加して地域の潜在的なニーズや課題を把握している。年度をⅡ期として半期ごとに会議の中で評価分析を行っている。（代表者会議録で確認）コスト分析は会計事務所に委託し、年間2回報告を受けている。		
②	3 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a
【コメント】		
代表者会議（施設長・統括主任・各グループ長で構成）で経営課題を明確にし、理事会・評議員会で共有している。職員には全体会議で適時口頭で伝え、養護運営ノートに盛り込んでいる。施設長の職員ヒヤリングや職員から出された課題の改善に向けての起案書は代表者会議で検討している。残業が多い部署の改善や特別休暇の取得などで働きやすい職場を目指し労働環境の改善を行っている。		

3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		第三者 評価結果
①	4 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a
【コメント】		
国の方針で平成27年から15年後を目指し中・長期計画「社会的養護推進計画」で目標を明確にし、ホールの建て替え、大舎制をユニット型に、地域の小規模施設を3ヶ所建てるなど、全面改修の計画を作成している。小規模委員会を立ち上げ、ユニット化に向けて職員アンケートをとり、改修工事の方法を話し合っていたが、国の政策の変動により、京都市の方向性も含め方針が異なるので保留にするなど不安感を持っている。収支計画も作成し理事会に提案している。		
②	5 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
【コメント】		
単年度の計画は、「家庭的養育の充実」「小規模化に向けて」「里親制度の積極的な活用」など中長期計画を反映して、定期的に開催する会議の種類や内容、職員の業務分担、役割分担、子ども達の生活を丸ごと見直し実効性のある計画としている。前年度からの課題となっていた自動火災報知機の新設や見通しが悪くなっていた樹木の撤去を行った。子ども達の家庭復帰などに重きを置いて検討しているが、施設の性格上数値目標ではあらしにくく、数値目標は入っていない。		

(2) 事業計画が適切に策定されている。		
①	6 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
【コメント】		
事業計画は代表者会議（施設長・統括主任・各グループ長で構成）での検討やグループ会議で話し合い全職員参画のもとで作成している。事業計画の実施状況は前期・後期の総括で評価をし年度途中の見直しや次年度の見直しに繋げている。（総括の記録・管理職会議の記録で確認）。・毎年実施してきた性教育の積み重ね・里親制度の積極的な活用・統一した入所手続きの見直し、などで職員には全体会議で読み合わせ説明をしている。		
②	7 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	a
【コメント】		
子どもへは朝の集いや安全環境新聞、登校班担当者が新聞を発行、第三者通信で掲示、の中で周知している。保護者には毎月のお便りで行事や連絡事項を知らせているなど、全体の取り組みとしては行っていないが、個別の対応をしている。		

4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		第三者 評価結果
①	8 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
【コメント】		
会議は「日常業務打ち合わせ」「グループ会議」「全体会議」「代表者会議」「安全運営委員会」「学齢別会議」を定期的で開催し、意見の吸い上げや協議検討を行っている。年2回の総括をおこなうなどPDCAサイクルで養育・支援の質の向上に関する取り組みを実施している。独自の第三者委員会を設置し、目安箱に入っている苦情を毎月点検・解決に向けて第三者通信として公表している。3年毎に子どもたちや職員のアンケートをとり分析・検討して課題の明確化が図られ冊子として報告している。毎年自己評価を行い、第三者評価も定期的に受診している。		
②	9 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a
【コメント】		
第三者委員を中心に課題の明確化を図り報告書を出している。、年間2回の委員会や2回の研修, 10回の事例検討をおこない、課題解決に取り組んでいる。出された課題を各々のグループ会議・代表者会議で検討し全体会議や研修で共有している（議事録を確認）		

II 施設の運営管理

1 施設長の責任とリーダーシップ

(1) 施設長の責任が明確にされている。		第三者 評価結果
①	10 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
【コメント】		
施設長は毎年「養護運営ノート」を作成し、会議の場で経営・管理に関する方針と取組みを説明している（議事録で確認）。職員の役割と責任については養護運営ノートや管理規定で明確にし「華頂1月号『こどもまつり』」の記事として、行事の取組みで大切な思いを掲載している。安全運営ノートで有事の時の役割と責任について・権限委任についても明確化している。		
②	11 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
【コメント】		
施設長は京都市の監査指導研修や祇園交番の会議に出席して、遵守すべき法令についての改善点や関係法令について把握し、全国児童養護研究協議会の毎月の広報紙や研修の冊子を職員室に置き、業務会議で説明後ファイリングしていつでも職員が見られるようにしている。		

(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
①	12 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a

【コメント】

施設長は年2回事業の総括を行い評価分析をすると共に、常に代表者会議や安全運営委員会に出席している。中・長期計画の実現に向けて小規模化委員会を構築しリーダーシップを発揮している。定例開催される全体会議で職員の意見の把握や個人ヒヤリングで職員個々の意見を聞いている。計画的な施設内外研修で職員の資質向上を図り、地域の会議や専門的な会議・ネットワーク会議にも出席して情報の取り入れをしている。

②	13 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a
---	-----------------------------------	---

【コメント】

施設長は年2回運営面のコスト分析や労務管理の整備を行い、実状は職員に報告している。代表者会議で職員の労働環境の見直しを行い、特別休暇の取得や超過勤務の調整に向けて意識化した取り組みをしている。人員配置は毎月の措置児童の増減やショートステイ利用の動向を見ながら非常勤職員を雇用している。業務に照らし合わせた会議や委員会を定期的に行い開催し参画している。

2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		第三者 評価結果
-----------------------------------	--	-------------

①	14 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
---	---	---

【コメント】

福祉人材や人員体制について具体的な計画を持ち、きょうと福祉人材育成承認制度に登録、認証への努力をしている。専門職や人員体制については業務分担表で明確にし、福祉人材の確保や育成を実施している。人材確保は佛光大大学の合同説明会への参加や西日本の合同共同就職に登録している。専門職の配置には積極的に取り組んでいる。

②	15 総合的な人事管理が行われている。	b
---	---------------------	---

【コメント】

養護運営ノートで職員の行動規範となる基本方針「期待する職員像」を示し、業務分担表で役割分担を明確にしている。処遇改善の水準は京都市の基準プラス個別手当てを使って配分している。有休がとれない現状で職員の意向も入れながら、特別休暇がとれるように改善していった。キャリアパスの取り組みを明確化している過程なので、現状は総合的な仕組み作りには至っていない。

(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
------------------------	--	--

①	16 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
---	---------------------------------------	---

【コメント】

労務管理に関する責任体制は施設長・統括主任・グループリーダーと明確にし、職員の就業状況は施設長・統括主任が把握している。職員の心身の健康と安全の確保については嘱託医（小児科内科、精神科、心理士）に職員も相談できるようにしたり、共済会の相談システムを活用できる様にしているが、いままでに活用の実績は無い。ワークライフバランスに配慮した取り組みとしては、子育て中の職員には宿直勤務を外したり、育児休業も3年間取れるようにしている。

(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
----------------------------	--	--

①	17 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
---	----------------------------	---

【コメント】

「期待する職員像」を明確にし、年度当初に研修担当者がアンケートで研修希望を聞いている。11月から1月に職員アンケートをもとに施設長はヒヤリングをしているが、職員個々の目標設定は出来ていない。また、人事考課の取り組みは施設の在り方から必要性を検討中である。

②	18 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
---	--	---

【コメント】

各グループの代表と統括主任が研修プランナーとなり、研修の目的を「資質向上のため⇒日々の支援に活用し、院内研修も積極的な姿勢で参加をする事」とし、新人研修（1～3年）、中堅研修（4～7年）、指導的職員（7年以上）階層別研修にはそれぞれに学ぶべき目標を記し、施設外研修、施設内研修は対象者が明記してある。第三者委員会担当のケース研修は全職員の学びに繋げている。研修プランナー会議で計画や研修内容の評価や見直しをおこなっている。但し非常勤職員は研修に参加出来ていない現状だが、開催時の子どもの状態で研修参加は可能である。研修後せめて非常勤職員への伝達研修を期待する。

③	19 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
---	------------------------------	---

【コメント】

研修プランナーが職員アンケートをもとに、年度当初に研修計画を策定し、新人、中堅、指導的職員と階層別の研修を実施している。新人には1年に亘り施設の概要や基本的な知識習得の研修が組み込まれている。研修は、外部研修・施設内研修と大別し、施設外研修は年1回は受講できる様にしている。常時案内がある外部研修は職員室において情報提供し、希望者や指名で業務の積み重ねや継続した研修は公費で仕事として参加している。研修参加者は報告書提出→伝達研修を行っている。

(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

①	20 実習生等の養育・支援に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
---	---	---

【コメント】

基本姿勢を明確にしマニュアルを作成している。保育士と社会福祉士実習を受け入れ実習指導者研修を受けている。実習生は自己紹介カードを作成し1週間前までに提出し子ども達に事前に実習生の紹介をしている。生活の中の実習ではあるが、専門に応じて計画的に実習できるプログラム作成が望まれる。

3 運営の透明性の確保

(1)	運営の透明性を確保するための取組が行われている。	第三者 評価結果
-----	--------------------------	-------------

①	21 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
---	-------------------------------	---

【コメント】

ホームページで理念や基本方針・事業の概要・事業報告・決算情報を公開している。子どもや保護者には入所の時や第三者委員会の年間のデータや毎月のメッセージを掲示して公表している。目安箱に入っていた苦情は第三者委員会の責任で検討し「第三者通信」を玄関に掲示し改善状況を公表している。地域・社会には東山区・山科区の社会福祉協議会の会議や地域福祉推進委員会で要覧を配布し取り組みを話している。広報紙は事業所としては発行をしていないが、浄土宗総本山知恩院として「華頂」を発行し1月号の特集として施設の取り組みが掲載されている。第三者評価の受診結果は全国社会福祉協議会のホームページで公表している。

②	22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
---	-------------------------------------	---

【コメント】

施設における、事務、経理、取引等に関するルールが明確にされ会計事務所に業務統括を依頼して毎月指導を受けている。職員には業務分担で権限・責任が明確にされている。独自の第三者委員会を設置して苦情に関する目安箱の開放やケース研究そして3年毎の内部監査で第三者委員会の評価を受けて分析・課題の抽出がされ、経営改善に結び付けている。

4 地域との交流、地域貢献

(1)	地域との関係が適切に確保されている。	第三者 評価結果
-----	--------------------	-------------

①	23 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
---	-------------------------------	---

【コメント】

地域との関わりについて定款で基本的な考え方を文章化し、こどもまつりで地域の人との交流をしている。粟田神社の祭りや祇園神輿を担いだり、学区の運動会・東山区ふれあいまつりなどたくさんの地域の行事に参加をしている。近隣の家に挨拶に行ったり、子ども同士の交流家庭に職員が挨拶にいっている。毎朝施設長が東山通りまでゴミ拾いをしている。病気の時の通院は子どものニーズに合わせ地域の開業医や総合病院に行っている。学校の友達が遊びに来ることも多く、談話室で自由に遊んだり、2階ホールで卓球をする子ども達もいる。

② 24 ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a
【コメント】	
ボランティア受け入れのマニュアルを作成し登録手続きや配置・事前説明について明記している。ボランティア研修の冊子で研修を行っている。地域のボランティアは(2~3ヶ月に1回)幼児小学生低学年を対象に季節の作品づくり・生活ボランティアは(週1回7~8人)衣・食に関わる活動がおこなわれている。学習ボランティアは現在募集中で途絶えている。華頂大学のボランティア部の取り組みで、1ヶ月に1回子ども達が大学に遊びに行き、子ども同士の交流の機会を得ている。	
(2) 関係機関との連携が確保されている。	
① 25 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
【コメント】	
児童相談所2ヶ所・行政機関・個々の子どもの医療機関・東山区社会福祉協議会・幼稚園・小学校・中学校・個々の高等学校・祇園交番・消防署等の関係機関のリスト化が出来ており、職員は共有をしている。小学校・中学校とは毎月連絡会を持ち協議している。毎月おこなわれる京都市児童養護施設長会議に児童相談所も出席して協議をしている。2年に1回は児童相談所との協議会が持たれている。東山区・山科区の要保護児童対策協議会が定期的に開催され退所した子どもやショートステイを利用している子ども達の情報が得られる等ネットワーク化が図られている。	
(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	
① 26 施設が有する機能を地域に還元している。	b
【コメント】	
地域住民へ施設の貸し出しはしていないが、施設のスペースを中高生が友人たちとの遊びの場所として利用している。こどもまつりは地域の人が多く参加されるが、その場で施設長が事業所のことを挨拶の中で話す機会を持っている。また、区役所で開催の研修会で家庭支援専門相談員が啓発をしている。行政を通じて原発の災害時の避難場所になり、6人の受け入れの登録をしている。東山区社会福祉協議会や地域福祉推進会議で情報提供をしている。	
② 27 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
【コメント】	
東山区・山科区の要保護児童対策協議会に民生委員や児童委員も入り定期的な会議がもたれ地域の福祉ニーズが把握できている。地域向けに相談事業はしていないが、退所者から相談が寄せられ職員で検討をしている。「子どもはぐくみ室」を経由してショートステイの利用ニーズなどを把握している。福祉ニーズについては会議の場で把握をしているが地域貢献などの公益事業としては取り組めていない。	
Ⅲ 適切な養育・支援の実施	
1 子ども本位の養育・支援	
(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。	第三者 評価結果
① 28 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
【コメント】	
子どもを尊重した養育・支援の姿勢は理念や諸規定、養護運営ノートの基本方針やサービス基準に明記し支援に取り組んでいる。職員は、院内・外の研修に参加している。独自の第三者委員会からは子どもの心理面・処遇・権利など専門的立場からの研修を受けている。個々の養育支援の標準的な実施方法は、集団の中で育つことで柔軟な取り組みをしていきたいとし、毎週のグループ会議で話し合いサービス基準とグループ毎の計画で実践している。	
② 29 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した養育・支援の実施が行われている。	b
【コメント】	
子どもの権利擁護については諸規定の服務規律で職員への制裁を含め明記され職員は毎月の学齢別会議、全体会議、代表者会議で話し合いをおこなっている。被措置児童虐待防止研修会(京都児童養護研修会)が開催され、処遇職員全員が3年間かけ受講したり、全国的な研修にも参加をしている。子どもや保護者へは権利ノートで利用開始時に説明している。日々の生活で問題が起こったり兆候が見られるときは、子どもたちを集めその都度話している。高校生は個室・中学生はカーテンで仕切り・小1~幼児は小集団で生活をしている。プライバシー保護に関しては、子どもの権利ノートやサービス基準・子どもの権利に一部書かれているが、平安養育院が大切にしているプライバシー保護のマニュアル作成が望まれる。不適切な事案の対処方法は平安養育院養育システムの「懲戒規定」で具体的に明示している。	

(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
①	30 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	b
【コメント】		
利用開始時子どもと保護者には、ホームページや要覧、子どもの権利ノートを渡し説明をすると共に、子どもの生活の場である施設内の見学で安心感を持ってもらうようにしている。また、保護者には毎月のお便りを送付し情報提供をしている。子どもの権利ノートの内容は適宜見直し今年度は携帯電話の使用内容を更新した。勉強のための見学者には要覧や資料を渡し説明をしている。施設を紹介する資料は図・絵や言葉使いを工夫した資料は作成されていなかったの、今後に期待したい。		
②	31 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	b
【コメント】		
保護者には児童手当・預り金・医療関係などを説明して委任状を貰っている。養育・支援の内容はその都度説明して記録に残している。説明に当たっては、子どもや保護者それぞれに理解してもらえるように工夫しているが、工夫した資料は作成できていない。意志決定が困難な子どもや保護者への配慮についてルール化はしていないが説明には配慮している。		
③	32 措置変更や地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	b
【コメント】		
退所後も施設に相談できることを口頭で説明しているが、文章では渡していない。養育・支援の継続性に配慮した文章は作成している。学校や居住地域の関係機関との連絡も行い必要な引継ぎ文書は決められており準備しているが、手順を定めたマニュアルは作成されていない。		
(3) 子どもの満足の向上に努めている。		第三者 評価結果
①	33 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
【コメント】		
子どもの意向の聞き取りは3～4年毎に第三者委員会のアンケート調査を行い分析集計した結果を小誌にまとめている。日常の中での聞き取りは職員が行事の前後におこない行事運営に活用したり、学校行事前に弁当の好みなどを答えてもらい弁当の献立に反映させている。誕生日の夕食先は本人の希望で決めている。学齢別で子どもたちの話し合いの場を持つことはあるが定期的ではなく、子ども会の設置はおこなわれていない。第三者委員会により分析検討された結果に基づいて具体的な改善に結び付け「第三者通信」で公表している。		
(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
①	34 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
【コメント】		
苦情解決の体制は整備され、子ども・保護者には権利ノートに書き知らせている。「目安箱」は第三者委員会が管理し、毎月第三者委員会が開けている。内容によって施設長や子どもと面接をしたり児童相談所と連携を取り対応している。第三者委員会は、毎月子ども達にあてて「第三者通信」でメッセージを発信しており、苦情・要望内容も返信している。以前は子どもからの相談もあり、定期的に面談の時間を設けていたが、近年面談に来る子どもが無く設けていない。職員は日常的に聞く姿勢で子どもたちに接している。		
②	35 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	b
【コメント】		
日常的に子どもへの声掛けをおこない意見・相談に応じる体制は整え相談を受けている。内容によっては個室で面談している。権利ノートに相談に関して複数の方法や、相手を自由に選べることなど文章化している。わかりやすい場所への掲示は確認できなかった。		

③ 36 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
【コメント】	
職員は日常的に子ども達への見守りや声掛けをおこなっており、素振りなどの気になる変化を見逃さないようにし子どもの様子から子どもに合わせて個別に部屋を変えて対応している。他の職員から、担当者に伝えられる場合もある。聞き取った意見・要望は子どもの日誌に記録しグループ会議や代表者会議、全体会議などで検討しているが、マニュアルとしては整備できていない。安全運営委員会が設置している「安全環境箱」にも意見・要望がはいり、各会議で検討して「安全運営新聞」でも答えている。	
(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。	第三者 評価結果
① 37 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
【コメント】	
安全運営委員会を毎月開催し安全対策や災害対策をおこなっている。責任者を明確にして、ヒヤリ・ハット、事故、建物の整備、点検、防災訓練（地震を含む）、不審者などリスクマネジメント体制を構築している。マニュアルは整備されている。職員はヒヤリ・ハット事例は今まで引き継ぎ業務の記録の中に記入していたが事例として収集するように取り組み出している。施設内点検は毎月おこなっている。食中毒・夏のキャンプの前には研修を実施している。	
② 38 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b
【コメント】	
感染症対策は保健衛生係が担当して、責任と役割を決めている。昨年は腸炎（ノロ・ロタウイルス）の予防や対応を研修し職員に徹底している。嘔吐物の処理を含めマニュアルは作成し見直している。子どもが罹る感染症は種類が多いので、更にマニュアルの細分化が求められる。	
③ 39 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a
【コメント】	
安全運営ノートで、責任や役割、業務手順などをきめて、建物や設備面など毎月点検し整備している。災害時は施設長と防災管理者には自動連絡が入る。建物は昭和57年度築なので耐震対応済みである。災害時の水・食料の備蓄は三日分保管している。賞味期限などの管理は調理室が行っている。災害時の持ち出し物品は各グループで保管している。防災マップの確認も行い、鴨川の反乱による水害で水色区画になっている。避難訓練は毎月おこな、不審者訓練は年1回、消防自動車の出動は年2～3回、警察への自動通報装置の操作練習も行っている。子どもや職員の安否確認はグループ毎に子どもの名簿を持ちだし第一避難場所で確認、異常時の連絡等のシステムが作られている。	
2 養育・支援の質の確保	
(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。	第三者 評価結果
① 40 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	b
【コメント】	
平安養育院サービス基準で養育・支援について標準的な実施方法を示し子どもの尊重、プライバシーの保護、権利擁護の姿勢を読み込み取り組んでいる。職員には全体会議、グループ会議や勉強会で周知を図っている。毎年見直し更新している。日々の子どもの状態は子どもの日誌で確認できる。新期採用職員はペアで動き（プリセプターが付く）1年間指導している。（どの様な手順書やマニュアルが必要かどうか検討中である）	
② 41 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
【コメント】	
養護運営ノート更新時にサービス基準は見直し修正している。自立支援計画書は担当職員が作成し統括主任・施設長が確認をしている。自立支援計画をサービス基準を活用して見直している。第三者委員会でもサービスの質の検証がおこなわれており、子どもからの意見や要望を踏まえて助言を受けている。	

(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。		
①	42 アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	a
【コメント】 自立支援計画の作成責任者は子どもの担当職員とし、児童相談所のワーカーからの情報や子どもや親からの聞き取りなどをもとにアセスメントを作成し子どもや保護者双方の課題抽出をおこない、心理士、医師、ケースワーカー（児童相談所）、基幹的役割の職員、施設長、主任等でケースカンファレンスを行い自立支援計画を立案している。グループ会議で6ヶ月毎にカンファレンスを実施し見直している。支援困難なケースは第三者委員会主催のケース研修で助言を得ている。		
②	43 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	b
【コメント】 自立支援計画の見直しは、10月と2月にグループ会議でおこなっている。見直し時には子どものニーズを聞き取り、課題を明確にするため、生活面、学習面、治療面、対人面から検討している。合わせて保護者のニーズや親子関係の記載もあり、子ども・保護者双方から細やかな見直しがおこなわれている。児童相談所には年1回現況報告書を提出している。見直しや関係職員に周知したり、必要な場合に緊急に変更しているが、手順や仕組みを記したマニュアルは確認できなかった。		
(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。		
①	44 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	b
【コメント】 書式は統一して子どもの様子を毎日子どもの日誌に残している。記録方法はグループの代表者と主任が指導している。年2回の健康診断の記録は医務係がおこない保管している。会議はグループ会議（毎週）、全体会議（毎月）、代表者会議（月2回程度）、安全運営委員会（毎月）、各種の係会議、学齢別会議（小・中・高生担当別）をおこない、伝達は引継ぎ時や議事録の回覧、パソコン内での閲覧などで実施しているが、会議や話し合う機会は多く持っているにも拘らず情報が的確に届いてない面が見られる。		
②	45 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
【コメント】 記録の取り扱いは服務規律に明記し、外部への持ち出しなど違反した場合の制裁を含め職員に周知している。個人情報保護に関しても諸規定に明記している。子どもに関する書類の保管は、責任者は施設長であり、職員室のカギのかかる戸棚に保管して管理している。退所した子どもの書類を含め、廃棄はしない方針で保存している。個人情報の取り扱いは子どもや保護者には口頭で説明している。今後は権利ノートへの記載が望まれる。実習生やボランティアからは守秘義務の誓約書を貰っている。		

内容評価基準（41項目）A-1 子ども本位の養育・支援

(1) 子どもの尊重と最善の利益の考慮		第三者 評価結果
①	A1 社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の養育・支援において実践している。	b
【コメント】 毎年更新する養護運営ノートの養育・支援の内容が子どもの最善の利益になる基本方針となっているかを、ケース検討やグループ会議で話し合っている。専門職（スーパーバイザー）の役割としては今はまだ取り組めていない。子どもに伝える内容で子どもの負担になるであろうと予測される場合は、児童相談所と相談しながら、伝える準備をして職員間でフォロー体制をとり伝えている。		
②	A2 子どもの発達段階に応じて、子ども自身の出生や生い立ち、家族の状況について、子どもに適切に知らせている。	a
【コメント】 子どもへ伝える時期は、子どもから家族の話があった時や希望に沿って伝える方針で準備をおこなっている。対応はグループ会議や全体会議で話し合い確認しており、説明後のフォローもおこなっている。必要時は児童相談所と連携をとり、子どもの発育状況や家庭環境を考慮し説明している。		

(2) 権利についての説明		
①	A3 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している。	a
【コメント】		
子どもへは権利ノートや毎朝の「つどい」、食事時間などで日常的に説明をしている。幼児期からの「性（生）教育」では、人形を用い理解しやすい工夫をおこなっている。また、小学生・中学生の思春期で不安定な子どもや高校生には個別で話をしている。職員は第三者委員会の学習会や外部研修、ケース研修に参加して意識を高め日々の支援のなかで活かしている。		
(3) 他者の尊重		
①	A4 様々な生活体験や多くの人たちとのふれあいを通して、他者への心づかいや他者の立場に配慮する心が育まれるよう支援している。	a
【コメント】		
職員と子どもが個別にふれ合う時間は入浴、食事、学習、余暇時間など年齢により心を開き易い時間を大切にしている。「性（生）教育」にも他者への思いやりを学ぶ機会があり、けんかは子ども同士で解決できるよう見守っているが、大人が入らなければ修復できないケースがある、発達障害や知的障害がある子どもが含まれる場合は、思いやりの心をもって接するように支援をしている。キャンプやこどもまつりでは、子ども達に企画を任せたり役割を持ち主体的に動けるように取り組んでいる。今期のなつまつりでは、中学生が司会を努めた。		
(4) 被措置児童等虐待対応		
①	A5 いかなる場合においても体罰や子どもの人格を辱めるような行為を行わないよう徹底している。	a
【コメント】		
京都市の被措置児童虐待防止の研修は3年間実施され処遇職員全員が受講している。施設内でも虐待についての案件が在り、全体会議や第三者委員会の研修やケース研究時に職員の意識改革に努めた。被措置児童等虐待防止ガイドラインは職員室に置き研修や会議で使っている。平安養育院の懲戒規定では支援サービスの現場では「懲戒手法は基本的に不要」との視点を持ち体罰防止策を講じ不適切な関わりの防止を謳い就業規則で、制裁が明記されている。		
②	A6 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	b
【コメント】		
職員には不適切な関わりについて諸規程や養育システムに記載し、子どもには権利ノートで説明している。発見した場合は、施設長に報告しているが、記録方法や手順について明文化されたマニュアルは確認できなかった。子どもには「性（生）教育」のなかでも理解できるように幼児・小学生前半・後半で取り組んでいるが、不適切な関わりがないかの日常的な確認や具体的な例を示しての周知はまだ不十分である。（職員の声）		
③	A7 被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備し、迅速かつ誠実に対応している。	a
【コメント】		
被措置児童等虐待が疑われる時は第三者委員会とともに対応する体制は整っている。子どもには権利ノートで説明して、第三者委員会の名前、連絡先もわかるようにしている。被措置児童等防止ガイドラインを対応マニュアルとしている。		
(5) 思想や信教の自由の保障		
①	A8 子どもや保護者等の思想や信教の自由を保障している。	a
【コメント】		
「児童養護施設平安養育院サービス基準」で思想・信教の自由は保障している。利用開始時には、児童相談所で説明を受けている。知恩院は仏教団体で、施設の日課の毎朝の「つどい」や仏事行事も職員は強要や強制はせずに子どもの権利が損なわれないように配慮している。		

(6) こどもの意向や主体性への配慮		
①	A9 こどものそれまでの生活とのつながりを重視し、そこから分離されることに伴う不安を理解し受けとめ、不安の解消を図っている。	a
【コメント】		
入所に際して事前に面接が出来た場合、子どもの好きな色やキャラクターを聞いて日常使う物を準備している。幼児にはケーキを準備したり、一緒におやつを食べている。入所の理由はさまざまであり、子どもの分離体験からくる不安など理解するように努め、グループで楽しい雰囲気を受け入れるようにしている。心のケアは心理士と協働で対応している。面会→外泊→外出と、保護者との関係修復が出来るように手順を定めているが個々のケースでの取り組みになっている。		
②	A10 職員と子どもが共生の意識を持ち、子どもの意向を尊重しながら生活全般について共に考え、生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。	b
【コメント】		
生活日課や生活プログラムについては、日常的に話し合っているが、学年が変わる前や夏休みなどの長期休みの前に生活面での改善点や過ごし方について個別に話し合い、変更することもある。携帯電話の使用時間について、子どもの方から提案があるが、個人に合わせて話し合っている。できない事はその理由を説明している。子ども達の生活における問題や課題について就寝時に聞くことが多いが、職員の勤務時間が保障出来ない現状である。子ども達が主体的に話し合う子ども会や年齢別会議などは実施していない。		
(7) 主体性、自律性を尊重した日常生活		
①	A11 日々の暮らしや、余暇の過ごし方など健全な生活のあり方について、子ども自身が主体的に考え生活できるよう支援している。	a
【コメント】		
余暇の過ごし方や稽古事のピアノ・水泳・サッカーなど、学校でのクラブ活動、中学生の塾通いなどは個々の希望を尊重している。パソコンやゲームは決まりを守って使用している。テレビ、新聞、図書など共用の部分では制限があり自由とはいえない。スキー体験は①日帰り②一泊、が選べ子ども達が主体的に決めるようにしている。行事への参加も子どもの意志を優先している。こどもまつりは子ども達の希望を聞いたり、提案して意見を聞くなど子どもが自主的に企画して実施出来るようにしている。		
②	A12 こどもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう支援している。	a
【コメント】		
子ども達は自分の小遣い帳を持ち、幼児期から職員とともに金銭管理をおこなっている。小遣いは日常的に使用することは少ないが、地域の祭りなどで自由に使うことができる。職員とともに買い物に行く機会もあり、成長にあった金銭感覚が身につくよう支援をしている。高校生になるとアルバイトを始める子どももおり、本人の状況にあったプログラムを作り、自立に向かったの支援をおこなっている。		
(8) 継続性とアフターケア		
①	A13 家庭復帰にあたって、子どもが家庭で安定した生活を送ることができるよう復帰後の支援を行っている。	b
【コメント】		
家庭復帰にあたっては本人や家族と担当職員や家庭支援相談員と話し合いを重ねている。児童相談所や子どもの居住する市町村の関係機関と連絡を取り合い進めている。家庭復帰後の子どもや保護者の状況把握については、必要に応じてアフターケアとして暫くは連絡を入れているが親が望まない時もある。退所時に施設や担当職員の連絡先などを伝え、相談があれば個人記録や会議録に記入している。決まった書式の整備を今後の課題としている。		
②	A14 できる限り公平な社会へのスタートが切れるように、措置継続や措置延長を積極的に利用して継続して支援している。	a
【コメント】		
高校を中退すると18歳の誕生日で退所しなければならないので、アルバイトや就職に結び付け自立して生活ができるように就労支援や本人や保護者や親戚の人などと話し合うなど個々に対応をしている。いろんな条件で20歳までの延長も可能であるが、本人や親の希望、施設の条件、児童相談所の意見などあらゆる面で検討し延長の可否を決めている。		

③	A15 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	b
---	--	---

【コメント】

退所後の生活に向けて、家庭的な実体験をする部屋が無く経験が出来ていない。退所後の相談は、担当職員が窓口になり、退所時に連絡先を伝えて対応している。退所後の記録は決まった書式が無いので会議録等に記載しているが、記録を整備し残して行けるように作業中である。年1回施設が主催する「こどもまつり」の案内状を退所者に送付し元気な顔を見せてくれている。また京都市や京都府でも退所者に対して親睦や意見交流、いろいろな支援制度の紹介など交流する催しが行われ参加している退所者も多い。

A-2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の基本	第三者 評価結果
--------------	-------------

①	A16 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。	b
---	--	---

【コメント】

直接処遇職員は、毎年研修も受け、受容的・支持的な態度で寄り添えるようにしている。子どもの生育歴を知り虐待体験や分離体験などに伴い表出する感情のなかで何が起きているかを理解するように努めている。担当職員だけの対応ではなくケース会議で上司や心理士・基幹職員等にも相談し対応している。以前は子どもの心理的ニーズがよみとれず、管理的な対応をしていたが、職員も子どもに寄り添う対応に変わってきている。しかし3年前の利用者アンケート結果と今回のアンケート結果では大差が見られない。

②	A17 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援している。	b
---	---	---

【コメント】

日常生活の中では子どもによって声の大小があるので聞ききれない時があるが、子ども一人ひとりの基本的欲求を把握し信頼関係を構築するために、幼児や低年齢の子どもには入浴時や早い時間帯で、高学年の子どもには夜の時間帯で子どもとの関係を深めるように努めている。また、身近な職員の一定裁量権については、担当者の不在時でも判断出来る職員は置いているが、実態としては、担当者への連絡がつくまで「後で!・待って!」等と言い、待たすことがあり、連携は取っているものの責任を伴う判断まで難しい。建物が大きいので低学年の子どもが不安感を持つことがあるが、不安定な子どもには夜間も側にいられるようにしている。

③	A18 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子どもが自ら判断し行動することを保障している。	b
---	--	---

【コメント】

職員一人に対して、子どもの数が多いので適切に対応できているのか職員の迷いはあるが、子ども自身がおこなえるように見守ったり働きかけられる様にしている。必要以上の制止や指示はしないようにしているが、忙しさの中で出来ているとは言い切る事は出来ない。幼稚園や学校から帰ってくる時間帯に手厚く職員を配置していくと、朝の時間帯が手薄になるので非常勤職員の配置で手厚くなるように配慮している。

④	A19 発達段階に応じた学びや遊びの場を保障している。	b
---	-----------------------------	---

【コメント】

子ども達の遊びのニーズの把握はグループ会議で話し合っているが、施設の立地条件(知恩院の敷地内)や小学校が統廃合されてバス通学しているなどの条件で把握しにくくなっている。図書カードの寄付があり各グループで希望の図書を購入しているが、図書や玩具、遊具は偏りがあり職員は不十分だと感じている。・地域のボランティアは(2~3ヶ月に1回)幼児や小学生低学年を対象に季節の作品づくり。・生活ボランティアは(週1回7~8人)衣・食に関わり、活動がおこなわれている。学習ボランティアは現在募集中で途絶えている。華頂大学のボランティア部の取り組みとして子ども達が1ヶ月に1回大学に遊びに行き、子ども同士の交流の機会を得ている。

⑤	A20 秩序ある生活を通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	b
---	---	---

【コメント】

養護運営ノートに養育に対する職員の姿勢が明記され適切な指示や声掛けを心がけているが、虐待を受けていた子どもは精神的に不安定で大声をだす子が多く、穏やかに秩序ある生活とはいかないことが多い。職員も子どもの模範になるように心がけているが、職員指導のむつかしさもあり十分ではない。日常的な掲示物はしているが、子ども達が修得できる様な支援には至っていない。地域の粟田神社の祭りや祇園神輿・学区の運動会・東山区ふれあいまつりなど、たくさんの地域の行事に参加をし、社会的ルールを習得する機会としている。

(2) 食生活

① A21 食事は、団らんの場でもあり、おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。

a

【コメント】

食事は小学校2年生から高校生まで食堂ホールで食べ、幼児・小学校1年生はグループの居住スペースで食べている。朝食・昼食の副菜は選べ、夕食は盛り付けられお代わりができる。献立はその日の朝に分かるようにしている。子どもが落ち着いて食べられるように、座席を決めているグループや自由にしているグループなど各グループの状況や子どもの希望に合わせている。食器は、陶器や陶磁器を使うようにしているが割れやすいものはプラスチック樹脂の食器もある。居室で食べる子どもの箸やご飯茶碗は個人のもので管理はグループでしている。食堂で食べる子も箸は自分で洗い、箸立てに入れる子箸箱に入れる子と個人に任せている。外食は誕生日や年度末にお別れ会やご苦労さん会などする時に出かけている。また年間の行事で冬はスキーへ夏はキャンプや海水浴に行った時等外食の機会が多い。昼食を共にさせて貰ったが、職員と子ども、また子ども同士会話が弾んで楽しいコミュニケーションの場になっていた。食事をおいしく食べるために、「夕食の準備が出来ました!」という連絡だけでなく、「今日はチーズがかかっています、すぐに降りてきたら温かくおいしいです!」といった放送が流され、温かいものは温かいうちに食べてもらいたい意向が伝わってきた。またクラブ活動で遅く成る子どもには、衛生上冷蔵庫で保管し、レンジで温めている。

② A22 子どもの嗜好や健康状態に配慮した食事を提供している。

b

【コメント】

業務会議で各グループの様子や子どもの嗜好を把握し栄養士・調理師のグループ会議で食事面での配慮事項や献立を話し合い1ヶ月毎の献立を作成し、子どもにはその日の朝に発表している。子どもの心身の状況や体調などに配慮した食事の提供をしている。調理日誌をつけ検食者の感想と、残食を記入している。グループごとの月1回の夕食会は、自分たちで献立を考え買い物・調理をして食べている。調理場と食堂のテーブルを使い、出来る範囲で調理経験として取り組んでいる。栄養士の指導は得ているが、栄養面などは勘案しきれていない。

③ A23 子どもの発達段階に応じて食習慣を身につけることができるよう食育を推進している。

b

【コメント】

食事のバランスを考えながら、個々の嗜好等を踏まえた食事を提供し、魚料理の苦手な子ども達にも食べている様子を見ながら励ましている。おせち等の郷土料理や旬の食品を使った季節の料理、年越し蕎麦・節分の巻きずし・雛祭りのちらしずしなどの伝統行事など食文化の継承を心掛けている。調理技術の経験や習得は月1回の夕食会を行ったり、週末にはグループごとにおやつ作りに取り組み誕生日ケーキ作りも楽しんでいる。普段のおやつは市販菓子や、年齢によっておやつ代を渡している。食事のマナーは食べながら声をかけているが十分ではない。テーブル拭きは出来ているが食器洗いや残食処理などは調理室に任せており日常的には難しい。子どものアンケートからは食事の時間を楽しんでいる様子が伺えた。

(3) 衣生活

① A24 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。

b

【コメント】

清潔で、体に合い、季節にあった衣服を用意出来ているが、子どもが自分の好みに合わせ、衣服を選んで着る傾向があり、TPOに合っていない時もある。季節の変わり目(年2回)には小さくなったり不足している服を子どもと担当職員と一緒に買いに行っている。自分で衣類の整理や保管などの管理が出来るように心掛けているが、任せきれていないのが現状である。洗濯やアイロンかけも見えるところでおこない、靴は清潔で身体に合ったものを履くように心掛けている。

(4) 住生活

① A25 居室等施設全体がきれいに整美されている。

b

【コメント】

庭の樹木や草花の植栽は手入れが出来ていない箇所もある。室内はそれぞれのグループで工夫をしようとしている。食堂は子どもの作品が飾られ、テーブルにランチョンマットを敷く等子ども達の好みに合わせて作られている。高校生には個室を中学生には2人部屋を小学生には3~4人で1部屋が使い、談話室などの共有スペースが設けられるなど部屋割りを工夫している。また必要に応じてトイレや洗面所の改装も行っている。定数の中で男・女・年齢と決まりがないので、その時々で子ども達が生活しやすいように工夫している。

②	A26 子ども一人ひとりの居場所が確保され、安全、安心を感じる場所となるようにしている。	b
---	--	---

【コメント】

幼児・小学1年生は小規模になっているが、大舎制の設えなので、個室を使用できる人数は限られており、個室は高校生からで、小・中学生はベッドや学習机、カーテンなどを利用して個人の空間を確保している。また、各フロアーに談話室があり、用途に合わせて使えるようにしている。高校生の個室はそれぞれの使い方に個人差があり、個人の意向を大切にしている。幼児は夜間も職員と一緒に過ごしているが、小学生の低学年の居室は同室ではなく職員の動きの中で目が届くように工夫している。

(5) 健康と安全

①	A27 発達段階に応じ、身体の健康（清潔、病気、事故等）について自己管理ができるよう支援している。	a
---	---	---

【コメント】

担当職員は子どもの健康状態や衛生について把握し、自立に向けて見守りや必要なところは手助けをしている。気になることは個々の日々の記録に記入している。入浴は毎日入り、部活動やアルバイトなどで遅くなる子どもは帰ってからや朝にシャワーをしている。寝具は日光干しや乾燥機で清潔を保っている。保健衛生係が起案し毎月散髪ボランティアに来て貰っている。施設内外の危険個所の把握は安全委員会が点検し個々にグループ会議で話し合っている。交通ルールは外出時に子どもに伝えている。

②	A28 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	a
---	---	---

【コメント】

子どもの健康や病気については保健所や嘱託医、地域の医療機関と連携して、その内容によって職員会議等で学習の機会を設けている。嘱託医の健康診断を年2回おこなっている。アレルギーや投薬の必要な子は年齢に応じて必要性を説明し薬は各ホームの鍵がかかる引き出しで管理し職員が本人に手渡している。

(6) 性に関する教育

①	A29 子どもの年齢・発達段階に応じて、他者の性を尊重する心を育てよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	b
---	---	---

【コメント】

今年度の計画では、「性教育の実践・「性」教育から「生」教育の取り組みを行い、養育院の活動として積み重ねる」と謳い、性教育の体系化を目指している。子どもたちに性に関する教育は年に1回行っている。若い職員も多く子どもからの質問に躊躇してしまう事もあり、性の正しい知識を得る機会をつくる必要を感じている。まだまだ資料的には揃っていないが、職員の学齢別の会議やグループ別会議でも話し合っている。

(7) 自己領域の確保

①	A30 でき得る限り他児との共有の物をなくし、個人所有とするようにしている。	a
---	--	---

【コメント】

衣服や日用品など個人の持ち物の買い物は出来るだけ一緒にいき、子どもの好みを尊重して選んでいる。服のお下がりには回さないようにしている。小学生までは一緒に洗濯をしているので、名前を目立たないところに書いている。個々にロッカーや筆筒を整備し子どもと一緒に片付けている。

②	A31 成長の記録（アルバム等）が整理され、成長の過程を振り返ることができるようにしている。	b
---	--	---

【コメント】

子ども一人ひとりのアルバムを作り、出来る時は子どもと一緒に写真の整理をしているが、限られた時間の中で職員がしてしまうことが多い。成長の過程を一緒に振り返り、子どもの生い立ちの整理に繋げるには至っていない。退所時にアルバムを渡している。

(8) 行動上の問題及び問題状況への対応		
①	A32 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	b
【コメント】		
施設が子どもにとって癒しの場になるように配慮し周囲の子どもの安全をはかるようにしている。子どもの暴力や不適応行動があった場合は、その都度職員間で共有しているが、改善の取り組みは施設全体の取り組みになっていない。暴力を受けた職員には、臨床心理士に繋げることもあるが、無力感などへの配慮は不十分な所がある。上司が職員の様子を聞き取ったり子どもと距離がおけるような業務内容に配置換えしている。児童相談所、専門医療機関、警察署も入ったカンファレンスを必要に応じておこなっている。		
②	A33 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	b
【コメント】		
基本方針では権利擁護を職員の行動規範としている。現在日常的には女子の口げんかが多い。子ども間での暴力やいじめが発覚した場合、施設長が中心になって全職員が協力し合って対応するとしているが適切な対応が出来る様な体制になっていない。児童相談所と連携をしての個別援助はおこなえていない。		
③	A34 虐待を受けた子ども等、保護者等からの強引な引取りの可能性がある場合、子どもの安全が確保されるよう努めている。	a
【コメント】		
担当職員と保護者とのやり取りで心配が生じたときは、職員は共有し、児童相談所と連絡を取り合い、学校・警察にも連絡を入れ、緊急の場合の対応にあたっている。		
(9) 心理的ケア		
①	A35 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	b
【コメント】		
心理的ケアを必要とする子どもには臨床心理士4名が心理的支援をしている。担当者と心理士が 自立支援計画に基づき心理的支援の年間計画を策定している。心理的ケアを必要とする子どもは登録しているが、年齢が高くなると子どもの意思で受けなくなる子も多い。児童相談所の心理士と連携を持ちながら進めている。職員は臨床心理士による研修やケース研修で学んでいる。		
(10) 学習・進学支援、進路支援等		
①	A36 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	b
【コメント】		
個人の学習机や談話室は設置しているが、落ち着いて学習できるような個別スペースや学習室は用意できていない。忘れ物や宿題等日々の学習支援が多く基礎学力の回復への支援まではできていない。学習支援のボランティアを募集しているが、現在はいない。学校とは毎月連絡会を持ち連携を取っている。中学3年生や高校生は塾を利用できる制度がある。		
②	A37 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	b
【コメント】		
進路選択にあたっては、必要な資料を収集し奨学金など経済的な援助の仕組みについても情報を提供しようとしているが十分ではない。親・学校・児童相談所の意見を聞き各機関とも連携を持って支援を進めている。しかし決定後のフォローアップや失敗した場合の組織的な体制がなく元担当者に対応している。高校を中退すると18歳の誕生日で退所していく子ども達には、アルバイトや就職に結び付け自立して生活ができるように、就労支援や本人や保護者や親戚の人などと話し合うなど個々に対応をしている。		

③	A38 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	b
---	--	---

【コメント】

アルバイトは推奨しているが、自分でアルバイトを探して外に出る事が難しい子どももあり、今年度から企業の協力のもと、職場実習で社会経験できるように取り組んでいる。

(11) 施設と家族との信頼関係づくり

①	A39 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	b
---	---	---

【コメント】

毎月の便りで、学校、地域、施設などの行事連絡をおこない、参加を呼び掛けたり、子どもの成長を共に考えることを伝えるなど、家族との信頼関係づくりに努めている。また、児童相談所と連携を取りながら、面会、外出、一時帰宅などを推奨している。家庭支援相談員も配置しているが、専門職としての役割は出来ておらず、子どもの担当職員がしているので今後役割を明確にしていきたい。

(12) 親子関係の再構築支援

①	A40 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	b
---	--------------------------------------	---

【コメント】

親子関係の再構築はグループの担当者を中心に児童相談所や関係機関と密接に協議し連携をはかっている。家庭支援専門相談員も配置しているが相談員が中心に動ける体制になっていない。また、親子生活訓練室を設置していないことから支援に取り組んでいるとはいえない。

(13) スーパービジョン体制

①	A41 スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性や施設の組織力の向上に取り組んでいる。	b
---	---	---

【コメント】

基幹的職員は配置しているが、経験年数の長い職員が指導しているのが現状であり、今後、基幹的職員をスーパーバイザーとしての体制作りが望まれる。